



労働施策総合推進法に基づく

「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！！

令和4年4月1日～

職場におけるパワーハラスメントとは・・・

職場で行われる、①～③の要素を全て満たす行為のことです。

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で行われる
適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動としては、以下の6つの類型に分類できます。

- ①身体的な攻撃 ②精神的な攻撃 ③人間関係からの切り離し
- ④過大な要求 ⑤過小な要求 ⑥個の侵害



事業主が職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置（義務）

措置の内容	具体的な方法・手段
事業主の方針等の明確化 および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、 労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、 労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に対応する ために必要な体制の整備	③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラに関する 事後の迅速かつ適切な対応	⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合も含む）
併せて講ずべき措置	⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知すること ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取り扱いをされない旨を定め、 労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

社内の体制整備に活用できる情報・資料

職場におけるハラスメントの防止のために（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

ポータルサイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



事業主の皆様へ ～始めよう！健康経営～

めざそう
+1,000歩



「運動出前講座」を利用しませんか？

生活習慣病の発症及び重症化を予防するために、適度な運動を継続することが大切です。ウォーキングを始めとする運動習慣を身につけ、健康づくりを推進することを目的に企業及び事業所に対し、**健康運動指導士等を派遣**しますので是非御活用ください。

職場の健康度アップを目指しましょう！

<講座の内容>

- ◆楽しく身体を動かそう！（講義及び実技）
- ◆肩こり・腰痛予防のためのストレッチ
- ◆健康づくりウォーキングマップの紹介
- ◆運動時の水分補給について など



※職場の状況に合わせて
対応します。

下記の「お問い合わせ・申込先」
にお問い合わせください。

ウォーキングの効果

- 生活習慣病予防
- ストレス発散！気分爽快！
- 認知症予防
- 免疫力アップ
- 筋力アップ！体力アップ！毎日の健康づくり
- ロコモティブシンドローム予防

まずは
歩いてみませんか？



階段利用も
おすすめです！



<ホームページ>もっと高松

「始めよう！ウォーキングで健康づくり」

検索

【お問い合わせ・申込先】

高松市健康づくり推進課 健康づくり係

TEL 087-839-2363

FAX 087-839-2367